

# 焼津市農業委員会 1 月総会議事録

## 1 日時

令和5年1月13日（金）午後2時 ～ 午後2時40分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	×	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	×			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

## 4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

## 5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について  
第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について  
第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について  
第4号 農地法18条の規定による農地賃貸借の合意解約について  
第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について  
第6号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
第2号 農地法第4条の規定による許可について  
第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について  
第4号 農地法第5条の規定による許可について  
第5号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年1月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。6番横山文哉委員、14番八木榮志委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号12を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号12を朗読後、説明】</b></p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田10,970㎡、労力は4人であります。</p> <p>申請地は、市中新田配水場より南へ約400mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 池谷富士雄	<p>1月4日に大富地区の皆様と現地調査を行いました。申請地は大富小学校の西へ約1kmであります。詳細については事務局から丁寧な説明がありましたとおりで。</p>

	<p>申請地の道路を隔てた北側に、今回の譲受人の資材置場があり、譲受人としては営農に都合が良いのではないかと思います。</p> <p>農器具の保持、労働力もあり、特に問題なく地区調査では許可相当と考えております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号12を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号12は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号13を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号、番号13を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、静岡福祉大学南へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、本中根の農地54㎡について、貸資材置場の拡張にて進入路として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、申請地西側の宅地を貸資材置場として使用しておりますが、北側の県道から貸資材置場への進入において、交通量も多く、かつ歩道橋も設置されていることから見通しが悪く、危険で不便を来していたため、申請地を進入路として利用したく、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は県道、南側は畑、東側は道路、西側は申請人が所有する宅地であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、経過及び始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 池谷富士雄	<p>1月4日に大富地区の皆様と現地調査を行いました。</p> <p>申請地の東側は市道、西側は旧国道、北側は歩道橋、南側は畑です。用水排水等の問題も少ないと考えます。</p> <p>また、事前に埋め立てられていたため、始末書の提出もあり、当案件は地区審査では許可相当と考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号13を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号13を許可することに決定しました。次に、議案第2号の番号14を審議します。</p> <p>本議案に関係する杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p><b>【退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号、番号14を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所でございますが、市立静浜幼稚園より北東へ約700mに位置する第3種農地です。</p> <p>本件は、上小杉の農地658㎡について農作業用駐車場に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、昨今の肥料の高騰等の農業を取り巻く厳しい環境に対応するため、大型トラックにて肥料の買受け及び米の出荷を行うことを計画しており、このため申請地を駐車場として利用したく、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側及び西側は道路、東側は水路、南側は宅地と田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6番	<p>場所は上小杉団地のすぐ南側にあります。申請者の自宅の倉庫から200mほど離れておりますけれども、肥料や米の積み替え場所として利用したいということです。</p> <p>今までは、家の倉庫に大型車が入らなかったため、積み替えが不便でしたが、本申請により利便性を向上させたいと申請者はおっしゃっておりました。</p> <p>先日地区の委員と現地調査を行いました。南に一部農地がありますが、用排水と農業に与える影響は軽微だと思われることから許可相当としました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号14を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p>

	<p>異議なしと認め、議案第2号、番号14を許可することに決定しました。 それでは杉本委員の入室を認めます。</p> <p><b>【入室】</b></p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号5、及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号40は、関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号5及び議案第4号、番号40を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は下小田の農地335㎡について、当初計画者が昭和50年に農地法第5条の許可をとり、住宅敷地として建築する予定でしたが、諸々の事情により実現に至らず、今後についても利用予定もないため、今般、申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、現在は隣接する母親所有の一戸建住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い家屋が手狭となり、日常生活に不都合が生じたこと、また、将来の生活も考慮していたところ、申請地を譲り受けることの承諾が今回得られたことから、申請地に住宅を建築したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、県宮田尻団地より北西へ約800mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北側は水路、南側及び東側は宅地、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>ただいまの事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>1月5日に和田地区委員で、現地調査をしてきました。</p> <p>事務局の説明のとおり、周辺農地への影響は軽微なことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号5を承認し、議案第4号の番号40を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号5を承認し、議案第4号の番号40を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号41を</p>

	<p>審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号41を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、大井川港より北西へ約900mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、飯渕の農地758㎡について、駐車場及び資材置場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請者においては、建設業及び解体業を行っておりますが、近年建設業の受注も増えてきたことから、ダンプ、トラック及びバックホー等の重機の置場所が必要となってきたことから、法人の事務所の前にあり利便性も高い申請地を駐車場と資材置場として利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は宅地と水路、西側は宅地、東側は雑種地、南側は道路と水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 18番	<p>ただいまの事務局からの説明の通りでございます。</p> <p>譲受人は、建設業を営んでおまして、近年非常に仕事が忙しくなったということで、重機やダンプ、トラックを置く場所が少なくなり、本申請に及んだということです。</p> <p>この申請者の会社が今回の申請地の道路を挟んだ向かいにありまして、近隣の当申請地を重機置場と駐車場に転用したいということでございます。</p> <p>1月5日の現地調査をいたしました。転用することによって、周辺に及ぼす影響も少ないということから地区審査では許可相当といたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号41を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号41は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に係る八木 榮志委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p><b>【退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案を朗読後、説明】</b></p>

	<p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは八木委員の入室をお願いします。</p> <p><b>【入室】</b></p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年1月総会を終了します。</p>